

2014年10月28日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ラトナプラ県、マータレ県及びコロombo市
- (3) 案件名：気象観測レーダー整備計画（The Project for the Establishment of a Doppler Weather Radar Network）
- (4) 事業の要約：気象観測レーダーシステムを整備することにより、気象局の気象観測の精度向上を支援するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカでは自然災害が多発しており、災害に対して脆弱な貧困層を中心とした国民の生命、財産を脅かしている。2010年4月にコロombo首都圏、南部州等で発生した洪水では、死者・行方不明者を含め120万人以上の被害が発生している。また、災害による被害からの復旧のため、多額の費用の支出を余儀なくされている。

スリランカの自然災害の90%以上は気象に起因しているため、災害による被害を軽減するには、気象観測・予報の精度を上げ、洪水や土砂災害の危険性が高まる前に気象状況を把握し、予警報発出による避難誘導等を行うことが必要となる。しかし、スリランカには気象観測レーダーが無く、悪天候の2-3日前に的確な短時間予報を出すことが困難となっている。

スリランカ政府は2004年に発生したスマトラ沖地震・津波を契機として、災害の事後対応から事前対策へシフトするため、国家防災体制強化の方針を打ち出し、2005年に災害対策法を策定している。また、同法の制定に併せ、防災省は防災ロードマップを取りまとめ、災害の事前対策に向けた各種取り組みを行っている。本事業は気象観測能力を向上することで災害の事前対策に寄与するものである。

(2) 防災セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は、「防災協カイニシアティブ」により、ODAを通じた防災分野における開発途上国支援に取り組んでいる。対スリランカの国別援助方針においては、重点分野「脆弱性の軽減」を定め、防災能力強化に向けた政府体制の整備を支援している。また、対スリランカJICA国別分析ペーパーにおいても、気候変動・防災対策プログラムにおいて、観測・予警報・予測システムの整備に取り組むこととしており、本事業はこれら分析・方針に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

世界気象機関(WMO)の支援の下、米国製の気象観測レーダーを供与する計画が進行中。また、韓国気象衛星(COMS)及び中国気象衛星(CMACast)の直接受信をそれぞれの支援により開始している。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、気象状況を事前に把握し、予警報発出による避難誘導を可能とし、災害による被害の軽減に資するものであり、スリランカの開発課題及び開発政策並びに我が国の重点分野に合致する。また、特に、貧困層を含む社会的に不利な立場に置かれた人々など、自然災

害に対して最も脆弱な層への被害軽減に貢献する。したがって、人間の安全保障及び脆弱性の軽減に資する人道上のニーズの観点から、無償資金協力として本事業を実施する意義は高い。

さらには、本年9月の日スリランカ首脳会談の共同声明において、安倍総理から、防災分野での協力継続の意図を表明し、気象レーダーネットワーク構築支援に向けた調査を実施する旨を表明しており、本案件は、二国間関係の強化に寄与し、外交上の効果が極めて高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

- ① 事業の目的：気象観測レーダーの設置により、スリランカの短時間予報に係る能力強化を図り、もって気象災害による被害の緩和に寄与する。
- ② 事業内容：
 - 1) 施設・機材の内容：気象観測レーダーシステム、レーダー塔施設
 - 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：設計、施工監理及び気象観測レーダーシステムの運用・維持管理の技術指導
 - 3) 調達・施工方法：協力準備調査において確認する。
- ③ 他の JICA 事業との連携：2014 年 9 月より 3 年間、「気象観測・予測・伝達能力向上プロジェクト」（技術協力）を実施する予定。同技術協力を通じ、本事業で供与するレーダーの運営に当たる気象局の人員の地上観測や予報に係る能力向上を図る予定。

(2) 事業実施体制（※協力準備調査において確認する。）

- ① 事業実施機関／実施体制：防災省気象局
- ② 他機関との連携・役割分担：WMO による支援について、協力準備調査において確認する。支援内容に重複がないよう留意する。
- ③ 運営／維持管理体制：協力準備調査において確認する。

(3) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：□A □B ■C □FI
- ② カテゴリ一分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は、最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし

(5) その他特記事項：特になし

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

バングラデシュ「モウルビバザール気象レーダー設置計画」（2009 年事業完了）の事後評価等において、供与された機材の修理・維持管理のため、関係者間にて案件開始前に責任の所在を明確化するとともに、気象予報の伝達に関わる人材の能力を向上させることが重要であるとしている。また、気象局以外にも災害の予警報を行う組織がある場合には、速やかな情報伝達を行うため気象局と関係機関の連携を強めることが重要であると指摘されている。

2014 年 9 月より実施予定の「気象観測・予測・伝達能力向上プロジェクト」にて、日本国内で気象行政の経験を有した長期専門家を派遣予定であり、気象局の地上観測や予報能力の向上を図る予定である。同プロジェクトの実施に当たり、関係機関との情報共有体制の構築や情報の効果的な活用に向けた人材育成の実施も含め、本事業との連携を図る。

以上

[別添資料] 地図



気象観測レーダー整備計画 地図